正			誤
ページ	段	行	誤

令和七年二月二十八日（号外第四十号）公布経済産業省・国土交通省令第一号（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一一四		改正後欄終りから一五	第二項第一号及び第二号並びに前項第一号	第二項第一号及び第二号並びに前項第一号
〃		改正前欄八	前項第一号	前項第一号
〃		改正後欄〃一四～一三	次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
〃		改正前欄七	次の式により算出した数値とする。	次の式により算出した数値とする。
〃		〃六	$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_{SM}\} \times 10^{-3}$	$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_{SM}\} \times 10^{-3}$
〃		改正後欄〃一二	一　前	一　前

一一四ページ改正前欄終りから六行目の次に次を加える。

（新設）

一一四		改正後欄終りから一〇	二　前	二　前

令和七年三月十八日（号外第五十四号）厚生労働省告示第六十一号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示）

（印刷誤り）

一四		終りから一三	表のように	ように